

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北田二五番一地先まで	児玉郡美里町大字甘粕字北田一六番一地先から同郡同町大字甘粕字	区 間
一三・〇四 一六・一一	一二・三九 一三・一一	敷地の幅員 (メートル)
	一六七・五四	延長 (メートル)
づく承認工事による。	道路法第二十四条の規定に基	備 考